

つくば市記者会 御中

発信日：令和3年（2021年）8月16日（月）

発信元：つくば市 保健部 健康増進課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

つくば市独自で 不育症の検査費及び治療費の助成を開始します



不育症※に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦が早期に検査し、必要に応じた適切な治療を受けやすくするため、不育症の検査費及び治療費の助成を開始します。この助成制度は、茨城県が実施する不育症検査助成事業の対象外費用について、市独自で補助するものです。

【対象となる検査・治療】

保険適用外の不育症検査・治療費のうち、医師が認めたもの

※令和3年4月1日以降の検査・治療費が対象です。

※茨城県不育症検査助成事業の対象となる費用は対象外です。

【助成額】

上限50,000円

【助成回数】

夫婦一組につき1回

【対象者】

次の全ての要件に該当している方

- ・法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）であること
- ・夫婦双方又は夫婦のいずれか一方が、検査又は治療開始日から申請日現在まで、市内に継続して住民登録をしていること
- ・夫婦双方に市税の滞納が無いこと（※夫妻のいずれか一方が市民でない場合は、市民である方の市税の滞納が無いこと）
- ・助成金を受けようとする不育症検査及び不育症治療について、他の助成を受けないこと

※不育症について

2回以上の流産又は死産の既往がある場合をいいます。